第四十五条を第四十六条とし、第三十七条から第四十四条までを一条ずつ繰り下げ、第三十六条第一号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）」を加え、同条を第三十七条とする。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設）

第三十五条　法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設

二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設

三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設

四　多数の者の利用に供する庁舎で次に掲げるもの

イ　国が設置する庁舎であつて、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供するもの

ロ　国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する庁舎

ハ　都道府県庁、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する庁舎

ニ　警視庁又は道府県警察本部の本庁の用に供する庁舎

五　宿舎（職務上常駐を必要とする職員又は職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのものを除く。）

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第四条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の二条を加える。

（組合が農地又は採草放牧地を利用しないで行う農業の経営）

第五十一条の二　法第十一条の三十一第一項第三号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　組合の地区内にある農業用施設のうち、当該農業用施設の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農業用施設の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行うとき。

二　効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、組合の地区内にある農業用施設を利用して新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業を実施するとき。

（書面等による同意を要しない組合の組合員の総数）

第五十一条の三　法第十一条の三十一第五項の農林水産省令で定める数は、千二百人とする。

別紙様式第六号㈠第六1⑻ト記載上の注意中「ヘ」を「ト」に改め、同様式第六1⑻中トをチとし、同様式第六1⑻中への次に次のように加える。

ト　農業経営事業

種類	経営規模（単位：ha、頭等）	当期販売高（単位：千円）
法第十一条の三十一第一項第一号の事業		
稲作		
麦作		
・・・・・・		
合計		
法第十一条の三十一第一項第二号の事業		
稲作		
麦作		
・・・・・・		
合計		
法第十一条の三十一第一項第三号の事業		
肉用牛の肥育		
・・・・・・		
合計		

（記載上の注意）

1　組合の実情に応じ「種類」欄を細分化して記載すること。

2　第6附属明細書（記載上の注意）1の規定にかかわらず、農業経営事業に関する定款の定めのない組合にあっては、本項目を削除することを妨げない。

別紙様式第八号㈠第六1⑸中ホの次に次のように加える。

ヘ　農業経営事業

種類	経営規模（単位：ha、頭等）	当期販売高（単位：千円）
法第十一条の三十一第一項第一号の事業		
稲作		
麦作		
・・・・・・		
合計		